

# 虐待対応マニュアル

窓口相談や従業員申告による事例発見の際の流れ（疑わしい場合も広く含んで対応）

- ※**主要な判断**は、客観的立場である委員会が決定
- ※委員会メンバーが直接のケース関係者の場合、委員会決定には参加させない

<p><b>緊急性の判断</b></p>	<p>○受付者（発見者）は虐待防止委員会に相談。 速やかに<b>委員会が緊急性を判断</b>する。</p> <p>○受付記録・会議録を作成し、委員会責任者が確認の後、法人に速やかに報告する。 （書式の整理より速やかな報告が優先）</p> <p>○担当部署の管理職等へ報告。</p> <hr/> <p>※<b>緊急性ありの場合</b>                   ：利用者の<b>安全確認を優先</b>。 委員会により早急に行政機関へ通報し介入依頼。</p> <p>※ケアマネジャー等がいる場合は、委員会判断を事前に伝達。ただし一度決めた委員会判断は変更しない</p>
<p><b>【緊急性の判断基準】</b></p> <p>◎24時間以内に安否確認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「職員・家族等から暴力を受けている」「うめき声や泣き声等を聞いた」</li> <li>②「必要な医療等を受けられず衰弱している」</li> <li>③「医療措置が必要なのに、閉じこめられた状態」</li> <li>④「施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念」</li> </ul> <p>◎立ち入り（行政の早急な介入）が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤上記①～④の通報を受けたが、職員等の拒否・接触困難により、24時間以内の安否確認ができなかった。</li> <li>⑥虐待を受けている可能性が高く、職員・家族等が面会に拒否的で実態の把握や要援護者の保護が困難。</li> <li>⑦職員・家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。</li> </ul>	
<p><b>情報収集</b> <b>事実確認</b></p>	<p>○相談を受けたときは、速やかに<b>委員会が事実確認</b>を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>確認事項：虐待の種類・程度、事実と経過、安全確認、 身体・精神・生活状況、養護者との関係、 関係機関からの情報</p> </div> <p>○原則、<b>現場訪問・要援護者</b>に面会して確認。</p> <p>複数名で訪問。訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし、確認事項は柔軟に対応。</p> <p>○<b>安全確認と本人保護を並行して実施</b>（生命の危険性が高い場合）。</p> <p>要援護者の連れ出し、医療機関への受診やショートステイの手配など</p>

<p>初期対応会議</p>	<p>○虐待の有無・対応方針を決定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>参加者：委員会、相談対応者          その他委員会が必要とする者（外部関係者・管理職など）</p> <p>検討内容：アセスメントの確認検討          支援方針・内容の協議          対応者（関係機関含む）の役割確認・明確化          連絡体制（主担当者）の決定</p> </div> <p>○会議録、支援計画の作成、確認</p>	
<p>行政へ報告 (通報)</p>	<p>○委員会の指示に基づき報告(通報)</p> <p>※明らかな勘違い等の、虐待気配がない場合以外は報告          ※報告担当者・相手先・方法（口頭か書面かなど）を委員会が指定          報告の結果も委員会が聴き取り</p>	
<p>支援実施</p>	<p>A：          「虐待のおそれにとどまる」          「虐待あり          既存の枠組みで対応」</p>	<p>○既存サービス活用とケアプランの点検や見直し          (の依頼)          ○用具や介護技術など、改善に資する方法          の情報提供          ○継続的な情報収集・経過観察</p>
	<p>B：          「虐待あり          積極的な介入が必要」</p>	<p>○行政機関へ介入依頼・情報提供          (行政からの継続的な経過の聴取)</p>
<p>継続対応会議 再アセス・点検</p>	<p>○変化する状況が無いが、委員会が継続的に情報収集(状況の再アセス)</p> <p>○状況の変化による支援方法変更の必要性の検証</p> <p>○委員会による支援方法の修正。          【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聞き取りで代替可】</p>	
<p>事後フォロー (再発防止)</p>	<p>○対応会議による評価をもとに、委員会が支援終了を決定。          ※利用者が尊厳を回復したと認められる場合</p> <p>○要援護者のフォローアップ          再発防止のために、サービス利用・地域見守りなど支援等を継続する。          継続支援の役割分担を明確化。</p> <p>○計画的な虐待者のフォローアップ          継続的な状態観察、環境変更・研修実施など再発防止の取り組み提案          【行政機関等に委任の場合は、その決定の聞き取りで代替可】</p>	

# 虐待防止（身体拘束適正化）委員会 次第・議事録

【開催】 西暦 年 月 日 【時間】 : ~ : 【場所】

【出欠】

<委員長>

<委員>

## A 事業所内からの虐待（疑い例）の報告についての検討・対応策

## B 身体拘束ケースの対応方針の確認

- ・身体拘束等の記録（様態・時間・利用者の心身の状況）のチェック・内容の検討
- ・『緊急やむをえない理由』が引き続き妥当かどうかの確認

1

2

【記録】 (結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)

→ AB は会議録、即時、経営その他の必要部署へ方針を報告 (報告担当者)

## C 事例研究

【記録】 (結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)

## D 虐待防止研修の内容検討、その他の協議を必要とする内容

1

2

【記録】 (結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)